

令和 3 年 6 月 14 日現在

機関番号：32614

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03435

研究課題名(和文)GPSテクノロジーを使用した犯罪者監視システムの我が国への導入可能性の検証

研究課題名(英文)Offender Monitoring by GPS Technology

研究代表者

甘利 航司 (AMARI, KOHJI)

國學院大學・法学部・教授

研究者番号：00456295

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はGPS型電子監視を我が国で導入することについて検証したものである。もともと電子監視は80年代初頭にアメリカで登場した後、諸外国で実施されることとなった。その後、そのような原始的な電子監視の問題点を克服する、GPSを使用した電子監視が90年代中ごろにアメリカで登場した。そして、その電子監視は性犯罪者に対する24時間体制の監視を可能とした。GPS型電子監視は2000年代中ごろからアメリカの各州のみならず、諸外国で実施されることとなった。しかし、本研究は、実証的な分析により、性犯罪者の再犯防止効果はないことを示すものであり、性犯罪者対策として導入することに反対するものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

世間の耳目を集める性犯罪の事案が登場する度に、メディアをはじめ、政治家等は、性犯罪(の前科のある)者にGPSを付加するということを提案する。そして、憲法学や刑事法学の研究者においてもそれに同調する人たちがいる。しかし、GPS型電子監視の再犯防止効果はあまり知られていない。本研究は、欧米での議論を分析して、再犯防止効果はないということを詳らかにするものである。また、仮にGPSを使用して再犯を防止することを企図するならば、それは相当限定された行動パターンと、完全に被害者が想定可能な領域だけであるとするものである。

研究成果の概要(英文)：This study verified whether GPS Monitoring is suitable for Japanese criminal justice system. Since Electronic Monitoring (hereafter EM) had been developed in early 80s, lots of countries introduced EM to prevent re-offendings by criminals. GPS monitoring is a different kind of EM to focus on specially sex offence. But some reports prove that GPS has no evidence to prevent sex offendings and argue that people should consider to make preparation for offenders to rebuild their lives. This study finally oppose to introduce EM against sex offenders in Japan.

研究分野：刑事法

キーワード：監視 GPS 社会復帰

1. 研究開始当初の背景

我が国では、刑事司法の領域にて、GPS 型電子監視を使用する提案が(大々的ではないが)常になされてきた。そこで、本研究は、GPS 型電子監視の一般的な使用方法である、性犯罪者に対するサンクションの場合をはじめとして、本制度の有効性を検討することが喫緊の要請であると理解し、調査検討に着手した。同時に、未決領域での使用のように、その他の刑事司法の領域での適用の問題を併せ研究する必要もあるため、そういった「拡がり」をも検討する必要があった。

我が国の GPS 型電子監視の議論状況としては、一方では、人権侵害への強い懸念から非常に懐疑的な立場があり、他方で、人権侵害の問題をやや等閑視したうえで、サンクションとしての有効性を評価した導入論が存在していた。本研究は、に軸足を置きつつも、人権侵害の程度を最小限にし、そういったものを上回るような(が指摘するような)「効果」を模索することを企図していた。

2. 研究の目的

本研究は、GPS 型電子監視の問題を広く、社会学的視点、心理学的視点、統計学的視点そして何より刑事法学的視点、更には哲学的視点より分析し、GPS 型電子監視を我が国で導入できるかを検討することを目的としている。そして、その際には「人権上問題がある」といった言明は、一定の立場として理解できなくはない(し非常に正当な指摘であると思われる)が、そういった問題があることが、実践的(実務的)にはどのような問題があるのかという視点に置き換えるようにして、多くの立場から了解可能な提案をすることを目的としている。同時に、一定の効果があるという実施方法も、それが人権上若しくは(人間の自由に関する)哲学的諸条件に合致しないものは、了解可能ではないという評価をすることとなる。

3. 研究の方法

本研究は、我が国では実施されていない法制度を我が国に導入することを検討するものである。そのため、専ら諸外国の実施状況の分析と比較法的な分析をしている。そして、特に重要なのは統計的な分析である。ただし、難しいことではあるが、実施している国ならではの更生保護(保護観察)の特殊性や国民性を含む文化的背景といった事情があり、そういった要素を出来るだけ検討に組み入れることを行った。これはもっぱら、その国での実態調査と何より当該国の実務家へのインタビュー等により行った。

4. 研究成果

本研究は電子監視(Electronic Monitoring)について扱うものである。電子監視は、60年代にアメリカの心理学者であるシュビッツゲーベル兄弟により考案された。彼らは、対象者のベルトに付加されている、トランシーバー装置により、対象者の居場所を24時間体制で監視するという制度を考案し特許を取得した。シュビッツゲーベルは、精神障がい者や受刑者という施設にいる人たちの拘禁を回避しつつ、同時に、(居場所を確認できることから)社会の安全を確保するということを企図していた。だが、プライバシーに対する侵害である旨の強い批判を浴び、この議論は息を潜めることとなる。

そして、この流れとは全く別のかたちで、ニューメキシコ州の判事ジャック=ラブは、拘禁を言い渡された対象者に対し、機器を付け居場所を把握することによって、拘禁の代わりとできるのではないかと考えたのである。そして、ラブの依頼を受けたマイケル=ゴスが機器を開発することとなった。それは、現在行われているものとほとんど同じである。この具体的な使用例は次のようなものである。

対象者が午後9時から午前6時まで自宅にいななければならない、という在宅拘禁命令(これは拘禁の代替刑である。)を言い渡されるとする。その際、対象者の足首にタグと呼ばれる電波発信装置を付ける(これは簡単には取り外しができない)。その装置が、家にある(電話機に付加された)モニタリング装置にシグナルを送る。そして、対象者が自宅にいる場合は、モニタリング装置が電話回線を使用してその旨の情報をモニタリング・センターに送る。対象者が自宅にいない場合は、モニタリング装置がタグからのシグナルを受け取れないため、在宅拘禁の違反が分かる。このようにして在宅拘禁命令を確保するのである。この電子監視が通常の形態であり、これを「RF型(Radio Frequency)電子監視」と呼ぶ。

このRF型電子監視は諸外国でも導入されていき、80年代に採用を開始した国としてカナダ、オーストラリア、そしてイギリスがある。次いで、アメリカでの拡大の動きと連動して、90年代後半以降、ヨーロッパ各国で電子監視の使用が一般化されていくこととなった。そして、電子監視は刑事司法の多くの領域で使用されるようになり、刑事司法における手続きの順番でいえば、未決の領域(保釈の条件)、短期自由刑の代替刑、早期釈放・仮釈放(釈放の条件)そして

て 刑期終了後の性犯罪者への付加である。

RF 型電子監視の発展の中、新たな電子監視が 1995 年に登場する。これが本研究で扱う GPS 型電子監視である。考案者は、従来型の電子監視の対象となっている者が性犯罪を行った事案を指摘する。そして、こういった危険な者たちを、24 時間体制で広範な地理的領域を把握する「第 2 世代」の電子監視が必要であると論じた。そして、もともと軍事目的で使用されていた GPS を刑事司法の領域で使用することを提案したのである。

まず、1997 年にはフロリダ州が GPS 型電子監視を導入することとなる。次いで、2000 年代中頃から、アメリカでは、性犯罪対策の必要性から拡大していくこととなる。そのような動きと合わせ、諸外国でも性犯罪対策として、GPS 型電子監視が導入されることになっていく。実際の使用方法は、次のとおりである。

GPS 型電子監視においては、対象者は、立ち入ってよい場所と立ち入ってはいけない場所が設定される（それぞれ inclusion zone と exclusion zone と呼ばれる）。そして、対象者の足首にはタグが装着される。更に、対象者は GPS の発信装置をバッグ等に入れ持ち歩くことが求められる（発信装置は機能も見かけも携帯電話と非常に類似している）。その発信装置が、対象者の位置情報をモニタリング・センターに知らせるのである。そして、対象者が、inclusion zone の範囲内で行動し、exclusion zone に立ち入っていないかを、上述の発信装置から送られた情報により確認する。具体的には、モニタリング・センターにおいて、スタッフがスクリーン上で、対象者の位置情報を 24 時間体制で把握するのである。

以上の電子監視については、実は、実施当初から問題点が指摘されてきた（ここでは、まず、RF 型に限定する）。一つ目は、ネット＝ワイドニングである。これは、本来は拘禁の対象者ではない者が、拘禁の対象者と格上げされてしまい、そして電子監視の対象になってしまうという問題である。二つ目は、再犯防止効果の欠如である。電子監視は拘禁の代わりに社会にて対象者が生活していくことから、社会復帰に資するということが企図されていた。ところが、1999 年にカナダで出された研究報告書が明確に再犯防止効果を否定し、それ以降も、そのような議論が登場することとなった。そしてその理由であるが、そういったデータを分析する過程で、対象者の抱えている貧困・孤立・教育レベルの問題といったことが解決されないと再犯を防止することができないということであり、電子監視はそういった問題を解決する力がないというものであった。

そして、GPS 型電子監視においても、監視することによる犯罪の防止及び拘禁を回避することによる社会復帰効果というものが、当初は企図されていた。ところが、アメリカで実施された後、かなり詳細な検討が 2000 年代中頃から行われはじめ、そこでは、再犯防止効果に懐疑的なデータが出てくることとなった。こういったデータに基づく解析では、RF 型電子監視の問題と全く同根の問題が検出された。それは、対象者の抱えている貧困・孤立・教育レベルの問題といったことが解決されないと、性犯罪の再犯を防止することができないということである。そして類似のデータを示す研究は少なからず存在する。また、GPS 型電子監視においては、プライバシーの侵害である旨の強い批判が存在したが、そういった憲法上の問題の真の問題は、そうやって人権的な制約を課せられた者が、「人間らしさ」を保つことができないということであった。つまり、（人権という）規範的な問題は、（再犯防止効果のなさという）事実的な問題に帰着するのである。以上の通り、性犯罪者に対する GPS 型電子監視の実施については実証的な視点から問題がある。

もっとも GPS 型電子監視の未決領域での実施は検討の余地がありうる。まず、未決であるので、処遇の議論と切り離すことが可能であるということである。ただし、実証的な研究に依拠すると、未決領域での GPS 電子監視の使用こそネット＝ワイドニングが発生しやすく、諸外国で問題になっていることには注意が必要である。

そのような中で、かなり有意なデータを示す領域がある。それが DV・ストーカー事案という領域である。これは、加害者（ほとんどが男性）が被害者（ほとんどが女性）に対して、暴力を伴ったかたちでストーキングするという事案において、加害者と被害者の両者にタグ及び GPS を付け居場所をセンターにて把握するというものである（なお、ここでの典型的なケースは、加害者と被害者は、元夫婦・元パートナーであり、加害者は被害者に対して、慰謝料や養育費等の支払義務がある場合であり、加害者を拘禁してしまうとそういった費用の支払が困難になる場合であり、そして 未決の領域であるというものである）。ここでの GPS の使用は、従来のように、いつどこでどのように行われるか不明な再犯の防止ではなく、「特定の被害者」に対する「特定の加害行為の防止」を目的としているため、適切に再犯を防止することができると思われる。本研究は、このような DV・ストーカー事案での GPS 型電子監視は、非常に有効であり人権上の問題を最小限度になるような制度設計を前提にしつつ 導入に向けて検討すべきであるとするものである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 甘利航司	4. 巻 42
2. 論文標題 電子監視	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 犯罪社会学研究	6. 最初と最後の頁 171-181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 甘利航司	4. 巻 59
2. 論文標題 拘禁の代替策としての電子監視	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 239-257
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 甘利航司	4. 巻 105
2. 論文標題 「GPS型電子監視」について考える	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊刑事弁護	6. 最初と最後の頁 178 - 189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 甘利航司
2. 発表標題 電子監視と凶悪犯罪の防止
3. 学会等名 犯罪心理学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 甘利航司
2. 発表標題 拘禁の代替策としての電子監視
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関